

平成21年 第3回 築上町議会定例会会議録（第5日）

平成21年9月18日（金曜日）

議事日程（第5号）

平成21年9月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第57号 平成21年度築上町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第2 議案第58号 平成21年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第3 議案第59号 平成21年度築上町老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第60号 平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第61号 平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第62号 平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第63号 平成21年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第64号 平成21年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 認定第1号 平成20年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第3号 平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 平成20年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第5号 平成20年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第6号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第7号 平成20年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第8号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第17 認定第9号 平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第10号 平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第11号 平成20年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第12号 平成20年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第13号 平成21年度築上郡税務事務組合解散にかかる歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第65号 築上町男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第23 議案第66号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第67号 中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて
(追加分)
- 日程第25 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第57号 平成21年度築上町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第2 議案第58号 平成21年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第3 議案第59号 平成21年度築上町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議案第60号 平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第61号 平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第62号 平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第7 議案第63号 平成21年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第64号 平成21年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 認定第1号 平成20年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第11 認定第3号 平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 平成20年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第5号 平成20年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第6号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第7号 平成20年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第8号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第9号 平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第10号 平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第11号 平成20年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第12号 平成20年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第13号 平成21年度築上郡税務事務組合解散にかかる歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第65号 築上町男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第23 議案第66号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第67号 中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて
(追加分)
- 日程第25 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(19名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 田原 宗憲君 | 2番 丸山 年弘君 |
| 3番 首藤萬壽美君 | 4番 塩田 文男君 |
| 5番 工藤 久司君 | 6番 塩田 昌生君 |
| 7番 成吉 暲奎君 | 8番 吉元 成一君 |
| 9番 西畑イツミ君 | 10番 西口 周治君 |
| 11番 有永 義正君 | 12番 田村 兼光君 |

13番 田原 親君
15番 宮下 久雄君
18番 平野 力範君
20番 繁永 隆治君
14番 信田 博見君
17番 武道 修司君
19番 中島 英夫君

欠席議員（1名）

16番 岡田 信英君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 竹本 正君
書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	神 宗紀君	会計管理者	吉留 久雄君
総務課長	吉留 正敏君	財政課長	渡邊 義治君
企画振興課長	加末 篤君	人権課長	松田 洋一君
税務課長	椎野 義寛君	住民課長	遠久 隆生君
福祉課長	中野 誠一君		
産業課長兼農業委員会事務局長			久保 和明君
建設課長	田中 博志君	上水道課長	中嶋 澄廣君
下水道課長	久保 澄雄君	会計課長	畦津 篤子君
総合管理課長	落合 泰平君	環境課長	則行 一松君
商工課長	吉田 一三君	学校教育課長	中村 一治君
生涯学習課長	田原 泰之君	監査事務局長	川崎 道雄君
環境課審議監	出口 秀人君	代表監査委員	浦岡 信男君

午前10時00分開議

議長（成吉 暲奎君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ただいまから議事に入ります。

日程第1 議案第57号

議長（成吉 暲奎君） 日程第1、議案第57号平成21年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第57号平成21年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、地域活性化経済対策に伴う高齢者福祉費や学校社会教育施設の整備費等が主なものであるが、ごみ処理業務委託費について反対の意見があり、採決の結果、賛成多数により原案のとおりが決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、産業建設常任委員長。委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 平成21年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、もと議案第57号からです。所管の項目について慎重に審査した結果、地域活性化経済危機対策に伴う、菜種乾燥施設整備費や農地等保全推進事業費、賞品券プレミアム販売事業、道路改良事業等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第57号平成21年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、地域活性化経済対策に伴う低燃料費低公害車購入事業費や、NTT伝法寺局の情報通信基盤整備事業等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方、工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） 厚生文教常任委員長にお尋ねしますが、ごみ予算の件で反対の意見があったということについての内容を教えていただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 旧椎田町、築城、それぞれの業者がいますが、その築城のほうだけ100万円減額ということで、その根拠がわからないということ。また、積算根拠自体も希薄であり、また業者に対するペナルティも明確なものがないということで賛成しかねるということになりました。そういう意見でございます。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方、塩田議員。

議員（４番 塩田 文男君） 全体の補正予算に対して反対するわけではありませんが、先ほど出ましたごみ処理業務委託料につきまして、今回まれにない半年契約という中で、この半年間、給与の減額また業者に対しての改善計画、その他方向性等、全く出ておらずこの半年間はなんだったのかという形の中で、今回９月からの分の予算を計上されております。ましてや、その内容の処分、いろんなさまざまな検討なく、半年ぎりぎりになって予算を計上した中で、築城地区、椎田地区以外の、築城地区に対しては執行部から強制的に２００万今回減額させてもらったと。これは減額とはいえ、計画等何もないままやり方でいいのかということで、執行部側からは見解の相違という形で言われました。そういう形でこういう予算に対しては認めるわけにはいきません。よって、反対させていただきます。

議長（成吉 暲奎君） 次に、賛成意見の方。西口議員。

議員（１０番 西口 周治君） 本予算につきまして、まあごみ処理の問題でございますが、私は対案を持って反対すべきだと思います。ペナルティをかけるかけるというだけでは何も解決しません。ペナルティをかけるためには一年間の例えば作業業務停止とか、そういうふうなのであれば反対する議員さんのほうから、だれだれとどここの業者が、どういうふうにごみ処理業務を行うというふうな対案を持っての反対ならいいんですが、今みたいに漠然と反対をしていた状況では当町のごみ行政に非常なる支障を来し、住民に多大なる迷惑がかかると思いますので、この意見には賛成したいと思います。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第５７号について採決を行います。議案第５７号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） 着席ください。起立多数でございます。よって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

日程第２．議案第５８号

日程第３．議案第５９号

日程第４．議案第６０号

日程第5．議案第61号

日程第6．議案第62号

日程第7．議案第63号

日程第8．議案第64号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第2、議案第58号平成21年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから日程第8、議案第64号の平成21年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでは、厚生文教常任委員会への付託議案であります。一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号から議案第64号まで一括して委員長報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第58号から議案第64号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長。委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第58号平成21年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案について慎重に審査した結果、歳入では合併前の赤字補てん分の一般会計からの繰入金と、歳出では後期高齢者医療保険へ移行時の高額療養費特別支給金、出産育児一時金増額分が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第59号平成21年度築上町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、平成20年度の決算繰越額を国県及び支払基金に償還するものが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第60号平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、広域連合への納付金の補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第61号平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、人事異動に伴う人件費の増額予算であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第62号平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、低利の起債への借りかえに伴う予算であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第63号平成21年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、漏水調査委託料、修繕費、原材料費の増額予算であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第64号平成21年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について、本案について慎重に審査した結果、繰り上げ償還、借換債が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

日程第2、議案第58号平成21年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第58号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第59号平成21年度築上町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第59号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第60号平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につ

いてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第60号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第61号平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第61号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第62号平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第62号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第63号平成21年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第63号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第64号平成21年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第64号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9・認定第1号

議長（成吉 暲奎君） 日程第9、認定第1号平成20年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 認定第1号平成20年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、産業建設常任委員長。委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 認定第1号平成20年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

最後に、総務常任委員長。委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 認定第1号平成20年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） 認定第1号平成20年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についての反対討論を行います。

1つ目は、町税や住宅家賃等の滞納が累積で6億5,000万円にも上っております。この原因は貧困の格差が広がる中で、町民の担税能力が超えているものと思われれます。町は分納や延納など徴収のあり方について努力するとともに、適切な減免措置を取るべきであったと考えております。

2つ目は、築城基地協賛金や父母会への支出です。憲法違反の基地への協賛金や、自衛隊父兄会への補助金を相変わらず執行しています。

以上が、この決算の認定について反対する理由です。

議長（成吉 暲奎君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより認定第1号について採決を行います。

認定第1号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） 着席ください。起立多数でございます。よって、認定第1号は原案のとおり可決されました。

日程第10．認定第2号

議長（成吉 暲奎君） 日程第10、認定第2号平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 認定第2号平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、多額の滞納繰越金に反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 認定第2号平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） 認定第2号平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論いたします。

この事業は、現在貸付金の回収のみになっておりますが、歳入の執行率は平成19年度より平成20年度は1.5%下がる6.6%になっております。滞納繰越金が約5億6,000万円の回収業務に当たっては、法的措置も含め一層の努力を望むと審査意見書にも書いてあります。どう

解決するのか、解決策が見えません。町長は常日ごろ借りたものは返してもら、返すべきだと言われている。ならば、返すような手だてを講じるべきです。払える能力のある人には、法律に基づいて法的処置をとることが求められておりますが、今年度は行っておりません。明確公正な町政のためにも町民の納得できる措置をとることが必要です。以上が反対の理由です。

議長（成吉 暲奎君） 次に、賛成意見のある方。吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 本案について、今、反対討論がありましたが、私は委員会においてこの徴収方法についても努力されていると。そして、法的措置をとるべきだと言っていますが、払わないじゃなくて払えない状況があるということも考えていただきたい。これは、こういった借り入れをしなければ、当時、持ち家等を建てられなかった事情もあります。法に定められた、法の中にのっとって貸しつけて、払えなくなった状況もあるし、払わない人もいるかもしれませんが、今、そのことについて借り受けた人たちと役場当局は前向きな話し合いを進めている、努力をしていることを私は知っていますので、賛成いたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより認定第2号について採決を行います。

認定第2号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） 着席ください。起立多数です。よって、認定第2号は原案のとおり可決されました。

日程第11、認定第3号

議長（成吉 暲奎君） 日程第11、認定第3号平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 認定第3号平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第3号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12．認定第4号

議長（成吉 暲奎君） 日程第12、認定第4号平成20年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 認定第4号平成20年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第4号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13．認定第5号

日程第14．認定第6号

日程第15．認定第7号

日程第16．認定第8号

日程第17．認定第9号

日程第18．認定第10号

日程第19．認定第11号

日程第20．認定第12号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第13、認定第5号平成20年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第20、認定第12号の平成20年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定までは厚生文教常任委員会の付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第12号まで一括して委員長報告を行うことに決定いたしました。

では、認定第5号から認定第12号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長。委員長。厚生文教常任委員長（平野 力範君） 認定第5号平成20年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第6号平成20年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第7号平成20年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第8号平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第9号平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第10号平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第11号平成20年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第12号平成20年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告終わります。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

それでは、日程第13、認定第5号平成20年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第5号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、認定第6号平成20年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第6号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、認定第7号平成20年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第7号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、認定第8号平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第8号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、認定第9号平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第9号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第9号は委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第 9 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18、認定第 10 号平成 20 年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第 10 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第 10 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第 10 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19、認定第 11 号平成 20 年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第 11 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第 11 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第 11 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 20、認定第 12 号平成 20 年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第 1 2 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第 1 2 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第 1 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 1 . 認定第 1 3 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 2 1、認定第 1 3 号平成 2 1 年度築上郡税務事務組合解散にかかる歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 認定第 1 3 号平成 2 1 年度築上郡税務事務組合解散にかかる歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第 1 3 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第 1 3 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第 1 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 2 . 議案第 6 5 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 2 2、議案第 6 5 号築上町男女共同参画推進条例の制定について

を議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第 6 5 号築上町男女共同参画推進条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 6 5 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 6 5 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第 6 5 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 3 . 議案第 6 6 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 2 3、議案第 6 6 号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第 6 6 号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 6 6 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案

第66号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第66号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第24・議案第67号

議長（成吉 暲奎君） 日程第24、議案第67号中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第67号中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて、本案について慎重に審査した結果、住民に対する説明が全く行われていなく、内容も不透明であり今後さらに検討を要する必要があるため、継続審査とすべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、産業建設常任委員長。委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第67号中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて、本案について慎重に審査した結果、小児緊急医療等の整備を主体として取り組むためのものであり、地域医療の確保につながる取り組みとして必要性があることから、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第67号中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて、本案について慎重に審査した結果、小児救急医療の整備を主体として取り組むためのものであり、将来中津市との合併や道州制へつながるものではなく、またデメリットが発生した場合は脱退も可能とのことであることから、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 厚生文教常任委員長にお尋ねいたします。

今、説明をしていましたが、具体的に掘り下げたところで、今、小児医療の件で両委員会は賛成するということでしたが、厚文において継続にした審査内容を具体的にお聞かせ願いたいと思

いますけど。

議長（成吉 暲奎君） 厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 全部を表現することはできないかもしれませんが、小児医療の件に関してはほとんど賛成です。皆さん。ただ、プロセスにおいて、総務省事務次官通達の中に住民説明を十分にしなさいというくだりがあるのを、まず議会議決してから説明するっていう、これは順番が逆だということで、それではまず先に住民説明をやってから、継続にしておいてその後、住民説明をやったらその後の賛成は検討するというような話で、とりあえず住民説明を先にすべきだというような内容、また吉富町においては小児医療の云々を今言われましたが、吉富町においてはまだ議決もされておられません。だから、その一番端の築上町が率先してすべき内容ではないのではないかというような意見が多くあったと記憶しています。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。武道議員。

議員（17番 武道 修司君） 今、委員長からも説明がありましたが、住民説明がまず全くできていない。この協議は、中津市とことしの1月か、まあ場合によっては去年からもう初めていたのではないかとこのように思いますが、ことしの4月30日の段階で中津市は定住自立圏の中心市の宣言をしています。3月のときには、その協議をして築上町も賛同するという意思表示を既にしていた。で、住民に説明の時間がないということでしたが、ことしの3月、4月、5月に町内一連回って住民の町政報告会をやっているわけです。その段階でも、住民説明が十分できたことというか、十分できたと思われず。

ところが、そのときにもやっていない。で、議会にも説明が不十分であり、先日の常任委員会の中でも小児医療のことだけであって、他の協議、ほかの協定内容は一切関係ないと、協定書に書いているにもかかわらず、関係ないことを書いているという意味不明な回答をされたり、将来的な負担金についてもちょっとあやふやな言葉があったり、このままでは中津の市民病院がつぶれてしまうなど、意味不明なことを言われたり、常任委員会で質問してもしっかりと答えられず、後日資料を持ってきて、こういうふうな内容でしたということで、執行部自体にも準備不足があるのではないかとこのように思われます。

なお、調印に関しては既にもう10月に行うということで、日程調整をされているというお話も聞いております。可決ありきで議会にかけるというのは議会軽視も甚だしいというふうに思っております。よって、この議案は後から動議も提出しますが、継続にすべきということと考えております。

で、現時点では賛同しかねるというふうに考えていますので、討論とさせていただきます。

議長（成吉 暲奎君） 次に、賛成意見のある方。吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 議事進行についてお尋ねしたいんですが、今、各常任委員長からの報告がありまして、厚生文教委員会と産業建設と総務の委員会の結論が異なっていましたよね。方法として、この継続審査にした件について継続でいくのか、それともこの議案をもう継続審査と産建は出ていますけれども、産建やない、厚生文教で出ていますけれども、そのまま原案を可決するのかという採決をとるのか、その方法の2つしかないと思うんですが、今、原案に対する賛成反対の討論になっておるみたいなんですけど、ルールはそれでいいんですかね。

議長（成吉 暲奎君） これは、今は一応討論が終わりましたら、その後、動議が出ましたら、動議の採決を取るようにいたします。吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 局長、それでいいんですかね。いいんですかね。わかりました。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 賛成の立場で討論させていただきます。今、反対の討論が出ましたが、小児医療だけの件でというような説明不足もあったかもしれません。その件については、厚生文教委員会が前もって継続審査になったということを聞いていましたので、私も委員会の中でそういう懸念するような案件についてすべてとは申しませんが、かなり厳しく町長に迫って聞いたつもりです。

その中で、すべてとは申しませんが、それじゃ仕方がないかなというぐらいの感覚で受けとめられる、仕方がないから賛成するんじゃないんですけど、これは賛成すべきだろうという判断に至ったという経緯につきまして、小児医療だけでいくつもりだったんですが、いわゆる自治省からの定住移住圏設定については、中津市が指導を受けて5月か6月の段階で1項目だけではだめですよということで、補助の対象になりませんということで、最低3項目くらいが必要だということで、いろんなことを出したんですよという説明を受けました。話に聞くと、これはそんなことせんでもいいような内容やないですかと、一つ一つ項目を通じて聞いたところ、とりあえずそういう形で3項目をつけてそれを出さないといけないという、認めてもらえないという状況があったということをお伺いしました。

先ほど言ったように、あと負担金の件についても、出るのか出ないかについても委員会の、私どもの委員会の中ではっきりとそういったようなことについては、できませんと、途中で脱退することも考えられますと。じゃあ合併ありきでいくんやないかという話もしてみたんですけども、執行部の回答は行橋が定住自立圏の設定についての手を、名乗りを挙げないと。できれば、近くであるし生活圏である行橋さんとやるべきだと思ったというような意見も出ていましたし、北九州が手を挙げたら、近場で2カ所挙げることができないということで、たまたま中津の

この小児医療に関しては北九州に1病院と、中津の市民病院とで入院施設があると。我々の子供たちも、距離的に考えても中津を利用することが多々あると。日ごろ子供が命まで助けてもらう、協力をしてもらっているのに、この定住自立圏について、うちが余り迷惑がかかるようなことでもないし、協力してもらっているんやからお互いに助け合うという気持ちの中で、いろんな協議をした中で参加していくという考えを持ったと。

確かに、先ほど平野委員長や武道議員が指摘していましたように、住民への説明が十分でないということについても聞きました。そのことについても、だからだめなんだという結論に達しなかったということで、私どもの委員会では全会一致で賛成したということで、子供の命にかかわる問題ですから、後々余分な金を捻出しないと、出さないという意思を持って、いつでも議会がだめだということになれば対応はしないというような取り組みをしていただけると信じて賛成の討論といたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） 反対の討論をしたいと思います。1つは、この定住自立圏構想には多くの問題点を持っております。1つは、中津市と築上町は対等平等ではないということ、2つ目は一度結ぶと要綱によれば2年後協定を解除できるとありますが、現実的には3つの協定がそろわないと、すべての協定が同時に廃止する条件がそろわなければならないということで、半永久的に続けざるを得ない可能性が大きいということ。3つ目は、協定の数が多くなれば築上町が自治体としての機能を損ない、自治体の形骸化につながりますなど、問題を多く含んでおります。住民にとって、不利益になりもっと調査研究する必要があるにもかかわらず、早急に協定を結ぼうとしているので反対せざるを得ません。これが、反対の理由です。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

議員（14番 信田 博見君） 賛成の立場で意見を申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） ごめんなさい。信田議員。どうぞ。

議員（14番 信田 博見君） いいですか。

議長（成吉 暲奎君） 名前をいうのを忘れていました。

議員（14番 信田 博見君） この定住自立圏構想というのは、築上町にとってはメリットのあることだと私は考えます。小児救急というのは、この近辺では中津市民病院にしかない、そういう機能でございますし、それにとってつけたような感じですけども、10号線の4車線化、それから東九州自動車道の早期開通、いろいろこれから要望して、この構想がまとまれば要望できるんじゃないかと。これ、光通信ケーブルも定住圏構想ということになればこの築上町まで引いてもらえることができるんじゃないかというような気がします。これからは、必要な措置ではないかとこのように思います。

以上、賛成意見です。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、これで討論を終わります。武道議員。

議員（１７番 武道 修司君） ここで、票決に対しての動議を提出をしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） ただいま、武道議員のほうから評議に対する動議が出されましたが、この動議に賛成される方、ほかにいらっしゃいますか。平野議員。はっきり手を挙げてください。（発言する者あり）

議員（１７番 武道 修司君） ちょっと、ちゃんと説明します。継続をすべきということで、常任委員会でも決定していますように、継続ということでの採決をお願いしたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） わかりました。ただいま、武道議員から継続の票決ということで動議が出されましたが、その動議に賛同される方、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（成吉 暲奎君） この動議は成立いたしました。継続審査することの動議を議題として採決をこれから行います。この採決は起立によって行いたいと思います。このとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。（発言する者あり）そうです、継続審査に賛成の方。武道議員の要するに動議に対してですね。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） 起立は少数でございます。したがって、継続するということの動議は否決されました。

引き続き、議案第６７号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続及び可決です。それぞれの委員会の結果が異なります。したがって、原案について採決を行います。

議案第６７号中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） 起立多数です。議案第６７号は原案のとおり可決されました。

日程第２５．常任委員会の閉会中の継続審査について

議長（成吉 暲奎君） ここで、追加議案です。

お諮りします。日程第２５、常任委員会の閉会中の継続審査については、委員会付託を省略し、本日即決したいが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、日程第25、常任委員会の閉会中の継続審査については本日即決することといたします。

日程第25、常任委員会の閉会中の継続審査について議題とします。それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

・ ・

議長（成吉 暲奎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。これで、平成21年第3回築上町議会定例会を閉会いたします。

午前10時56分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員